

頁	新	旧
56	28 非居住者による貨物の輸出入（税関事務管理人制度）	
	例題の解説（正解＝1、2） （正＝1、2） （誤＝3、4、 <u>5</u> ） （「正」に掲載している選択肢5の解説を「誤」に記載し、正から削除）	例題の解説（正解＝1、2、 <u>5</u> ） （正＝1、2、 <u>5</u> ） （誤＝3、4）
102	50 特例申告(特例申告制度)②	
	例題の解説（正解＝ <u>3</u> 、5） （誤＝ <u>3</u> 、5） （誤＝1、2、4） （「正」に掲載している選択肢3の解説を「誤」に記載し、正から削除）	例題の解説（正解＝5） （誤＝5） （誤＝1、2、 <u>3</u> 、4）
126	61 事前教示	
	「例題」の「1」 ・・・・その <u>発出日</u> ・・・	「例題」の「1」 ・・・・その <u>交付又は送達のあった日</u> ・・・
127	「1.文書による事前教示回答書の尊重」の3行目 <u>の発出日</u> から・・・	「1.文書による事前教示回答書の尊重」の3行目 <u>が発出されて</u> から・・・
	④の2行目 ・・・・ <u>発出日</u> ・・・	④の2行目 ・・・・ <u>交付・送達の日</u> ・・・
131	「例題の解説」の「1」 ・・・・その <u>発出日</u> ・・・	「例題の解説」の「1」 ・・・・その <u>交付又は送達のあった日</u> ・・・
	63 関税の法定納期限 表の「納期限」の欄	
	納税告知書 <u>を発する</u> 日・・・	納税告知書 <u>が発せられた</u> 日・・・
	納税告知書の送達に要する <u>と見込まれる</u> 期間を経過した日（ <u>納税告知書</u> を発する日の翌日から起算して7日目）	納税告知書の送達に要する期間を経過した日（発する日の翌日から起算して7日目）

頁	新	旧
171	<p>81 特定用途免税</p> <p>2. 免税の対象貨物及び適用範囲</p> <p>⑦条約の規定による物品（民間航空機貿易協定、原子力事故などの援助条約、宇宙基地の協力協定、<u>核融合エネルギーの欧州原子力共同体との協定、日米宇宙協力枠組協定</u>）</p>	<p>2. 免税の対象貨物及び適用範囲</p> <p>⑦条約の規定による物品（民間航空機貿易協定、原子力事故などの援助条約、宇宙基地の協力協定）</p>
212	<p>102 輸出承認制度①</p> <p>1. 輸出承認の対象貨物</p> <p>③北朝鮮を仕向地とする全ての貨物（<u>令和7年</u>4月13日まで）</p>	<p>1. 輸出承認の対象貨物</p> <p>③北朝鮮を仕向地とする全ての貨物（<u>令和5年</u>4月13日まで）</p>
216	<p>104 輸入承認制度①</p> <p>1. 輸入承認の対象貨物の表の「②特定の原産地又は船積地域からの特定の貨物（2号承認品目）」の3行目</p> <p>北朝鮮来の全貨物（<u>令和7年</u>4月13日まで）</p>	<p>1. 輸入承認の対象貨物の表の「②特定の原産地又は船積地域からの特定の貨物（2号承認品目）」の3行目</p> <p>北朝鮮来の全貨物（<u>令和5年</u>4月13日まで）</p>